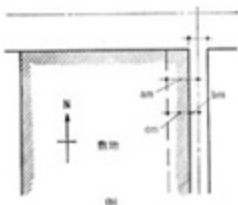
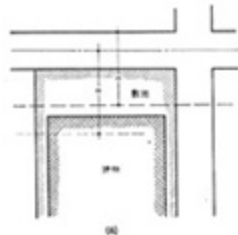


A 4 法 規



A4-0 新設道路の関係

①新設道路が既存計画道路として、何卒「*」側に上げられることになっており、そのつもりで計画し、工事を進めていたところ、関係方面から「*」というのは道路中心線からの距離である」とのアピールをうけ、一方ならずあわてた。結果として当初の計画通りでよかったのだが、その際における関係者の心算は一方ならず。

建築家側の判断を主とするいわゆる実業法になってから、個人の実業が軽を利かしたせいも、こうした解釈の相違にもとづくトラブルが増えてきた。

実業法規が台帳では「*」とあり、それで計画した実業は「*」もあり、道路が「*」だけ敷地に食いこむ結果となった。A1-2で既述したものの実例ともいえるケースである。建築主からの敷地図を強から使用してかかるのは悪い。事業の実現ができない場合はやむを得ないが、そうでなければ敷地で大よその実現ぐらいはしておきたい。

A4-1 法規等に制限された事例

①道路幅、避難階段、出入口の位置などで法規に抵触するところがあり、竣工検査の際、関係官庁から手直しを命ぜられることがある。これにはいろいろ苦情もあり、とくに地方自治体の解釈の仕方をめぐるトラブルがよくある。

②階段室の避難用の内開扉が、設計では片方だけドアチェックとなっていたが、監督官庁の検査で両方の扉に取付けた。

③小さな敷地内で、2階の居室の床面積が200㎡以下であったので、階段を1ヶ所にした。竣工後、労務局の検査で、15人以上宿泊する際は階段2ヶ所以上という規定に違反するといわれ、改造した。建物によっては、建築基準法以外の法規の制約を受ける。病院、事業所、貸付民権組合、危険物の蔵庫、同燃物等など、また存続種の積水については、保険所での別の規制を作っている。